

総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

事案名	(57) 自動販売機の設置状況			調査対象 予算額	【参考】平成 25 年度(使用料収入実績額) : 3 百万円 ※調査対象機関にかかる使用料収入実績額を参考掲記している。		
所管	各府省	組織	—	会計	一般会計 各特別会計	調査区分 取りまとめ財務局	財務局調査 中国財務局

①調査事案の概要

国庁舎において自動販売機を設置する際には、昭和 33 年 1 月 7 日付蔵管第 1 号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱い基準について」（以下「財務省通達」という。）に基づき使用許可により行われている。

使用許可における使用料は、「使用許可を行おうとする財産の近隣地域内に所在する賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等」を基に算定していることから、価格による競争は行われていない状況である。

なお、使用許可をするに当たり、使用料を徴収する「有償使用（有償）」が原則であるが、一定の場合（※）においては、使用料を徴収しない「無償使用（無償）」も認められている。

※ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)第 12 条第 2 項では「各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。」と規定されている。（「無償」による場合は、財務省通達において無償の根拠となる法律に照らしてその必要性を十分に検討することとしている。）

一方、地方公共団体では、自動販売機の設置に価格競争を導入し、税外収入の増加につなげている事例がある。

②調査の視点

1. 国庁舎における自動販売機(清涼飲料水、タバコ等)設置に係る使用許可の現状について。
2. 国庁舎において価格競争を導入した場合の試算額について。
3. 地方公共団体本庁舎における自動販売機(清涼飲料水、タバコ等)の設置状況について。

なお、調査結果の分析に当たり専門家(自動販売機設置業者)の知見を活用

【調査対象】

- ・ 国の庁舎
中国財務局管内に所在する建物面積 3,000 m²以上の 39 庁舎のうち、自動販売機を設置している 32 庁舎（設置台数 382 台）
- ・ 地方公共団体の庁舎(本庁舎のみ)
44 都道府県及び中国財務局管内の県庁所在地 5 市（49 団体）

③調査結果及びその分析

1. 国庁舎における自動販売機設置に係る使用許可の現状について

(1) 使用許可に係る使用料収入の有無

32 庁舎の使用許可に係る使用料収入の有無を確認したところ、23 庁舎(72%)は「有償」のみを、8 庁舎(25%)は「有償」と「無償」の両方を、1 庁舎(3%)においては、「無償」のみで使用許可を行っていた。

「無償」を行っていた 9 庁舎のうち 3 庁舎は「有償を検討したが設置希望者がいなかったため無償」としていた。一方で、残り 6 庁舎においては、有償の検討すらしていなかった。なお、そのうち 3 庁舎においては光熱水料まで国が負担していた。

(2) 使用料収入(年間)

使用料収入は、1 庁舎当たりの平均は 98 千円（1 台当たりの平均は 8 千円）で、最高額は 1,032 千円、最低額は 6 千円であった。（【表 1】参照）

【表 1】現状の使用料収入（H25）

使用料収入額	庁舎数
使用料収入無	1 (3%)
～ 200千円	25 (78%)
～ 400千円	5 (16%)
400千円～	1 (3%)

2. 国庁舎において価格競争を導入した場合について

国庁舎の自動販売機の設置について、価格競争を導入した場合にどの程度の収入が見込めるかを自動販売機設置業者に専門的な観点から試算を依頼した。なお、試算に当たっては以下の 4 点を仮定した。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ①自動販売機の種類は全て清涼飲料水 | ②販売価格は標準小売価格 |
| ③設置箇所は現在と同じ箇所 | ④使用許可期間は 1 年間 |

試算結果は、1 庁舎当たりの平均試算額は 1,346 千円（1 台当たり平均：113 千円）となり、最高試算額は 8,424 千円であった。（【表 2】参照）

現状の使用料収入と比較すると、**全 32 庁舎における平均増加倍率は 13.7 倍、最高増加倍率は 45.7 倍**となった。（【表 3】参照）

【専門家の意見】

- 自動販売機の設置については、他の施設と同様に国庁舎においても一定のニーズがある。
- 自動販売機の設置箇所は、人の動きに流動性がある大型ショッピングセンター、複合施設等ではどこに設置するかが重要となるが、人の往来が限定される国庁舎(一般企業においても同様)においては価格の算定に影響を及ぼさない。
- 見積価格は自動販売機の売上が大きく影響を及ぼすことから、売上高を伸ばすためには、①標準小売価格での販売、②自動販売機の適正配置(設置台数が過剰だと 1 台当たりの売上が分散される。)等が考えられる。なお、競争性を高めるためには、入札参加者への売上実績の公表が重要となる。

④今後の改善点・検討の方向性

自動販売機の設置に際して、有償の検討をせず無償による使用許可を実施している場合は、その必要性を十分に検討すべき。

また、光熱水料を国が負担している場合には、国が負担すべきものを十分に精査すべき。

国庁舎における自動販売機の設置にあたっては、

- ① 新たな歳入の確保
- ② 国有財産の有効活用

の観点から、地方公共団体の取組事例を参考に、価格競争の導入を検討すべき。

【表 2】業者による試算額

試算額	庁舎数
入札不適	3 (9%)
～ 200千円	8 (25%)
～ 400千円	7 (22%)
～ 800千円	3 (9%)
～ 1,000千円	2 (6%)
～ 4,000千円	5 (16%)
4,000千円～	4 (13%)

【表 3】試算による増加倍率

増加倍率	庁舎数
入札不適	3 (9%)
～ 10倍	11 (35%)
～ 20倍	10 (31%)
～ 30倍	3 (9%)
31倍～	4 (13%)
現状、使用料収入無	1 (3%)

地方公共団体本庁舎における自動販売機の設置状況

自動販売機の貸付・使用許可の実施状況

地方公共団体(全 49 団体)においては、歳入確保のため、38 先(78%)において価格競争を実施していた。また、使用許可に当たって、国と同様に価格競争を実施していない団体は、11 先(22%)であった。

1. 貸付・使用許可の実施状況

貸付により実施している団体が 32 先(65%)、使用許可により実施している団体が 38 先(78%)であった。また、使用許可で実施している団体のうち 8 先が価格競争を実施していた。

なお、歳入確保を目的として価格競争を実施する一方、職員の福利厚生のために共済組合等に使用許可(有償又は無償)を行い、これらを併用する例が見られた。

【表 1】貸付・使用許可の実施状況(複数回答)

貸付・使用許可の実施状況	団体数
貸付方式	32 (65%)
使用許可方式	38 (78%)
有償使用	25 (51%)
うち、価格競争を実施	8 (16%)
無償使用	18 (37%)

※1 同一の地方公共団体で複数回答をしていることから、合計数は地方公共団体 49 先と一致しない。

※2 割合(%)は地方公共団体 49 先に対する数値

貸付・使用許可について

■貸付方式

行政財産の貸付により、入札又は公募(以下「入札等」という。)で決定した貸付料を設置業者が支払うもの。

一部の団体において、貸付料とともに「売上手数料」を設置業者が支払う方式を採用していた。

■使用許可方式

行政財産の目的外使用許可により、条例で定められた使用料(定額又は入札等で決定した使用料など)を設置業者が支払うもの。

一部の団体において、使用料とともに「売上手数料」や「納付金」を設置業者が支払う方式を採用していた。

○売上手数料：入札等により決定した自動販売機の売上手数料率により算定した手数料

○納付金：入札等により決定した納付金

自動販売機の設置業者の選定方法及び設置料収入等

1. 設置業者の選定方法等

(1) 設置業者の選定方法

設置業者の選定に際して、価格競争を実施している団体が多いものの、価格面のみならず、品揃えや福利厚生、地域への貢献度(地方公共団体が実施する事業へのボランティア活動の参加や地産地消推進のため、設置自動販売機での地元産品の取扱い等)を評価する方式を採用している例がみられた。

(2) 貸付契約又は使用許可にかかる期間

貸付契約又は使用許可にかかる期間は、3 年間で 24 先(63%)と最も多かった。期間を複数年とする理由として、「自動販売機設置に係る初期費用の設置者の負担軽減」、「歳入の長期安定的確保」、「事務負担軽減」といった回答があった。

2. 価格競争導入後の設置料収入(年間)

各地方公共団体における価格競争導入後の設置料収入は、設置台数に差異はあるものの、本庁舎のみでも 1 団体当たりの平均は 9,901 千円(1 台当たりの平均は 580 千円)、最高額は 47,503 千円、最低額は 312 千円であった。(【表 2】参照)

価格競争の導入により、「競争原理が働き、歳入見込みを上回った。」などの回答があった。

価格競争導入前後の増加倍率について、1 団体当たりの増加倍率の平均は 23.3 倍(価格競争導入前の設置料収入の 1 団体当たりの平均は 425 千円、導入後は 9,901 千円)となり、最高倍率は 1,531.4 倍、最低倍率は 3.4 倍であった。

(【表 3】参照)

なお、価格競争の導入に際して、これまで「無償による使用許可」としており設置料収入がなかったものからも、収入を得た団体が 12 先(31%)あった。

【表 2】設置料収入額(H25)

設置料収入額	団体数
～ 2,000千円	5 (13%)
～ 4,000千円	4 (11%)
～ 8,000千円	7 (18%)
～ 10,000千円	9 (24%)
～ 15,000千円	7 (18%)
～ 20,000千円	4 (11%)
20,000千円～	2 (5%)

【表 3】導入後の増加倍率

増加倍率	団体数
～ 20倍	8 (21%)
～ 40倍	6 (16%)
～ 60倍	4 (11%)
～ 99倍	3 (8%)
100倍～	5 (13%)
導入前収入無	12 (31%)